

記載要領等	現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書
-------	-------------------------------------

《届出書を提出する者》

承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等は、特例（贈与・相続）報告基準日※の翌日から3か月を経過する日までに特例（受贈）事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予（租税特別措置法第70条の6の8第1項・第70条の6の10第1項）を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出る必要があります。

※ 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。

《記載要領等》

- 表題や本文の「贈与税・相続税」などの箇所については、該当する部分以外の文字を二重線で抹消してください。
- 「贈与者・被相続人」欄には、特例事業受贈者に係る贈与者又は特例事業相続人等に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。
- 3の【承継会社株式等の内訳等】欄は、贈与税の納税猶予（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている特例事業受贈者が報告基準日の直前において有する承継会社株式等の内訳について、次により記載します。
 - 報告基準日の直前において有する承継会社株式等のうち、当該特例事業受贈者に贈与をした贈与者の免除対象贈与に係るものは「免除対象贈与に係るもの」欄に、それ以外のものは「上記以外」欄に、それぞれ記載してください。
 - 「前の贈与者に関する事項」欄は、前の贈与者ごとに、その者が贈与をした年月日、氏名及び住所（この届出書を提出する時点の住所）を記載してください。
 - 「免除対象贈与」とは、特例事業受贈者に係る贈与者の贈与が租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与である場合の当該贈与をいいます。
 - 「前の贈与者」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に免除対象贈与に係る特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。
- 「特例事業受贈者・相続人等」とは、
 - 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。
 - 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。
- 報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその報告基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。
 - 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し
 - 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限り、合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）